**○関東地方整備局告示第百一号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十六日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　茨城県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年関東地方整備局告示第百五十一号小美玉都市計画公園事業五・五・〇〇一号空港公園
三　事業施行期間　自平成十八年三月二十七日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第百二号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十六日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　茨城県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第千八百十八号大宮都市計画道路事業三・四・四号宮中清水線
三　事業施行期間　自平成三年十月二十八日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第百三号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十六日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　茨城県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成六年建設省告示第二千四百三十四号水戸・勝田都市計画道路事業三・三・三十四号市毛釈迦町線及び三・四・五十一号本町釈迦町線に三・四・五十三号那珂湊環状線及び三・五・五十六号那珂湊停車場線を追加する。
三　事業施行期間　自平成六年十二月二十日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第百四号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十六日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　茨城県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第二千百二十九号日立都市計画道路事業三・四・百一号木崎稲木線、三・六・七十三号広町真渕下線及び三・六・七十九号停車場増井線
三　事業施行期間　自平成九年十二月十八日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第百五号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十六日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　茨城県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第三十七号鹿島臨海都市計画道路事業三・三・九号宮中佐田線
三　事業施行期間　自平成五年一月十一日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第百六号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十六日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　茨城県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年関東地方整備局告示第三百六十八号竜ヶ崎・牛久都市計画道路事業三・四・十七号田宮・中柏田線及び三・四・十四号国道六号線
三　事業施行期間　自平成十四年十一月二十七日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

**○関東地方整備局告示第百七号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十六日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　茨城県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年関東地方整備局告示第三百十四号取手都市計画道路事業三・四・三号上新町環状線
三　事業施行期間　自平成十九年十月十日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

**○関東地方整備局告示第百八号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十六日　関東地方整備局長　深澤　淳志